

〔史料紹介〕

佐賀藩大坂蔵屋敷のネットワーク

—「家質公訴内済記録」を通して—

八木 滋

はじめに

近年、各藩が大坂に置いた蔵屋敷については、さまざまな角度から検討がなされている。筆者は以前、一九八〇年代以降の蔵屋敷研究の動向について以下の三つにまとめたことがある。^①① 絵図資料や発掘調査の成果から蔵屋敷の空間構成を再現し、その特徴と機能を明らかにしようという動向、② 大坂全体の中で蔵屋敷の場所やその設置年代など基礎的な事実を確定していくという動向、③ 個々の蔵屋敷のあり方を詳細に検討し、さらに蔵屋敷を大坂の都市社会の中に構造的に位置づけていくという動向、の三つである。今後は①②を基礎におき

つつ、③の進展を図っていくことが重要だと考える。とくに、蔵屋敷に出入りする人々と藩との関係、蔵屋敷の日常業務の具体相、とくに蔵米の販売の具体像などを明らかにすることが重要である。^③それらの課題を明らかにする格好の史料群のひとつが、周知のように大阪商業大学商業史博物館所蔵の佐賀藩蔵屋敷関係史料^④である。

そこで、本稿では、如上の課題に少しでもせまるため、宝暦四（一七五六）～六年に佐賀藩大坂蔵屋敷の家質銀返済にかかわる記録である「家質公訴内済記録」^⑤の内容を紹介しつつ、そこに見られる当時の佐賀藩の周辺にかかわる人々のネットワークについて若干の検討を試

みるものである。なお、本稿は、筆者の力量不足から論点探求的な史料紹介ノットに終始してしまったことをあらかじめお断りしておきたい。だが、単に蔵屋敷を対象とした史料紹介ということだけではなく、前述のように城代・町奉行所もふくめた大坂の都市社会の一端を示す論点を含んでいることを申し添えておきたい。

一、「家質公訴内済記録」の内容

(1) 佐賀藩蔵屋敷の家質

「家質公訴内済記録」は、宝暦四年四月二二日に大坂北組榎木町の鑑屋与兵衛が同天満組天満十一丁目下半町の溝口善左衛門を相手取って、天満十一丁目下半町（以下、「下半町」と略記）とそれに隣接する船大工町の家屋敷を家質として貸し付けた銀の返済が滞っていると大坂町奉行（西が受け付け）に訴え出たことに端を発し、その訴訟が解決するまでを佐賀藩蔵屋敷が記録したものである。⁶⁾なぜ、佐賀藩が鑑屋と溝口という町人同士の訴訟に関係しているかというと、溝口善左衛門は佐賀藩大坂蔵屋敷の名代であり、家質に入れられている屋敷は同藩大坂蔵屋敷にほかならず、借銀の真の主体も佐賀藩そのものだからである。佐賀大坂蔵屋敷は、下半町と船大工町にまたがる広大な敷地を持っている。同蔵屋敷の空間構成については、絵図や関連史料がのこっており、発掘調査もなされていて、研究が進展している。⁷⁾

では、早速鑑屋の訴状を見てみよう。宝暦二年正月に下半町の溝口善左衛門所持の家屋敷（浜表口六三間二尺、裏行が東で六〇間二尺・西で五二間四尺二寸、七軒役）を家質にとつて、銀五六〇貫目を貸し付けたが、利銀も滞り、現在合計六三三貫四〇〇目の返済を求めている。船大工町の方は、表二二間・裏行一四間の家屋敷（六軒役）を家質に取り、銀一四〇貫目を貸し付けたが、元利共銀一五五貫六〇〇目⁸⁾が返済されていないという。下半町と船大工町の分を合わせると、合計銀七〇〇貫を借り、現在元利共銀七八九貫という莫大な銀高が未返済で、その返済を求められているのである。

ここで、佐賀藩蔵屋敷と下半町・船大工町の関係について、植松清志氏の研究⁹⁾を参照して、確認しておこう。この時期の佐賀藩蔵屋敷は下半町・船大工町にまたがる広大なもので、取得の経緯などから下半町の敷地は「上屋敷」「下屋敷」「伝蔵屋敷」に分かれるが、上記の間口・裏行はこの三者をすべて含みこむものとなっている。また、船大工町の町域は「甲斐屋敷」（西屋敷）と呼ばれる部分で、上記の間口・裏行と一致する。したがって、上記二つの証文で佐賀藩大坂蔵屋敷全体が家質となっていることが確認できる。なお、この段階では蔵屋敷の建家は下半町・船大工町の町域に関係なく、一体的な空間構成をもっていた。また、下半町・船大工町いずれも、佐賀藩蔵屋敷以外にも町域を有していた。

結論を先取りすると、この一件は、宝暦六年に内済が調い、一定の決着をみた。それまでに、何段階かの過程を経ているので、それを追

いながら見ていこう。

(2) 宝暦四年正月の西町奉行中山遠江守の裁許まで

鑑屋与兵衛は、四月一二日訴状二通を西町奉行所に提出し、五月一二日までに対決があるとの稟判をもらい、翌二三日に下半町・船大工町の町会所へ訴状を持参した。町会所は溝口善左衛門に訴状を渡し、溝口は蔵屋敷役人の鶴弥右衛門・高木七兵衛に伝達した。

蔵屋敷では、翌一四日西町奉行中山遠江守用人北村忠左衛門のところへ内々に「生玉南坊」を派遣し、書付の添削等を依頼した。生玉南坊とは、大坂生国魂神社の神宮寺別当南坊のことで、蔵屋敷出入りの僧侶であった。なお、北村には見舞目録が渡されている。

四月二五日付で鶴弥右衛門が中山遠江守役所に対して書付を提出している。それによると、この家質銀の根元は、京都鑑屋半右衛門から数十年前から借りているもので、元銀は三〇〇貫目ほどだと聞いており、四年前に銀主半右衛門の手代与兵衛の名前になったという。佐賀藩が鑑屋から借りている銀の元利は【表1】のとおり三件書上げられている。この一件で問題となっているのはCで、d・e・fがCの利子である。AとBについては、証文の写しが提出されている。その写しには、それぞれ佐賀藩役人の奥書・奥印があり、その借銀の主体が佐賀藩であり、屋敷が佐賀藩蔵屋敷であることが明確である。ここではCの証文の文面は明らかではないが、佐賀藩の役人の奥書や奥印はないものと考えられる。つまり、鑑屋は証文の上で佐賀藩蔵屋敷の家

質と明確な表記のないものについてのみ、公訴しているのである。AとBの証文の写しについては、穿鑿の必要がないということと、五月一二日返却されている。

対決の期限は五月二日となっていたが、溝口善左衛門から病気であると届けが出された。つづく、六月一二日も同じく病気であると届けられ、七月一二日に延期となったが、そのときも病気ならば代人を立てるように奉行所から指示があった。おそらく時間稼ぎであろう。七月一二日、鑑屋与兵衛と溝口善左衛門の双方が奉行所に出頭した。溝口は返答書を提出した。なお、七月九日に南坊を通じて用人北村忠右衛門に返答書を「内見」してもらっている。本件の借銀は「松平丹後守殿蔵屋鋪二而家質之名目を以右屋鋪要用銀与兵衛方より差出置被申候」として、自分の借銀ではなく佐賀藩が借りたものだ主張している。さらに、「跡方利銀相滞候節与兵衛方江役人相对之上奥印証文迄茂相渡置被申」とし、先のAの証文の写しも再度提出している。鑑屋からも家質証文を提出し、追って吟味の上、中山遠江守の裁許がある旨、指示が

【表1】

A	166貫185匁	元文5.11～寛延3.6の利銀541貫450目のうちの残銀	役人の奥印証文あり
B	42貫500目	寛延3.11～宝暦1.12の滞り銀	役人の奥印証文あり
C	700貫	申正月元銀、利足月5朱	
d	42貫	申正月～12月の利足	
e	33貫	西正月～13月の利足	9貫は返済済み
f	14貫	戌正月～3月(4か月)	

あった。溝口の主張は、本件は一般の町人同士の家質銀をめぐる訴訟ではなく、佐賀藩と鎰屋との家質銀をめぐる争論であり、一般の家質出入りとして裁許しないでほしいと訴えているのである。

七月二十九日、佐賀藩鶴弥右衛門が奉行所から呼び出され、地方与力田坂直右衛門・近藤三右衛門から次のような指示があった。①以前提出した佐賀藩役人の添証文を再度提出せよ。②鎰屋与兵衛から提出された本件の本証文に誰のものかわからない印が二つ見えるが、誰の印か、というものである。①は証文の写しを提出し、②は、口判割印は宮留羽左衛門のもの、銀目下の判は雑務目附の中山治兵衛のものだと答え、「根帳」(印鑑帳のようなもの)も提出している。

八月朔日には、田坂・近藤のもとへ南坊から密かに金百足ずつ贈られている。また、九月にも公事方与力山本長右衛門に南坊から樽代が遣わされ、頼んでいる。時を経て、一二月になると、中山遠江守が来春江戸へ参府する様子だが、まだこの一件について呼び出しがないので、南坊が用人北村忠右衛門に尋ねに行つたところ、現在大坂城代に伺いを出しているところで、来月にも裁許が出るだろうということであった。

年が明けて、一月二十九日溝口善左衛門と鎰屋与兵衛の双方が西町奉行所に呼び出され、中山遠江守から裁決が下つた。その内容は、家質証文には佐賀藩の役人ものらしき印形もあるが、証文にその旨の記載がないので、役人の印形とも決め難いので、この日から三六〇日以内に返済せよ、というものであった。その後、地方役与力田坂直右衛

門・近藤三右衛門からこの裁決は城代へも伺つたうえでこのことであり、あえて佐賀藩の役人もこの場には呼ばなかつたので、溝口から佐賀藩役人へ伝達するように指示があった。溝口は三六〇日以内に返済するという「日限手形」に署判し、鎰屋与兵衛へ提出した。

中山の裁許は、この出入りは溝口と鎰屋との家質出入りであり、証文の上からは佐賀藩の関与は認められず、町人同士の家質出入りとして「大法」に従って裁許が下されたのである。しかし、判断過程で、大坂城代に伺いを出しており、慎重に判断した様子もうかがえる。鎰屋の訴は、大坂の諸藩蔵屋敷が町人地に立地しているという矛盾を突いたもので、しかも佐賀藩役人奥書・署判等が明確でない証文を選んでおり、それが奏功した結果だといえる。

(3) 与力山本長右衛門らの調停の時期

町奉行の裁決が出た以上、佐賀藩としてもあまりすぐには動けなかつたようである。五月には南坊を使って用人や与力などに相談に行つたようだが、「御大法」によって裁許が下つたのだから、現在は吟味もできないので、限月のころに書付などを提出するのがよい、と言われたようだ。しかし、佐賀藩の支藩である肥前鹿島藩大坂蔵屋敷の間番中野忠右衛門が公事方与力山本長右衛門と自藩の借銀筋の公訴で心安くなったということを知り、山本にはすでに昨年九月に南坊が接触しており、相談に乗ってもらつたことになった。佐賀藩の鶴弥右衛門は中野とともに病氣療養中の山本を北野村に訪ね、鎰屋側との調停

を依頼した。その条件としては、元銀三〇〇貫目程度を限度に年に銀二〇貫目ほどずつ支払う、現銀は金三千両から銀二〇〇貫目程度は準備する、という線で扱いを依頼した。その後山本の病状が悪化したので、同役の与力吉田勝右衛門が京都に「手寄之者」がいるので、山本に吉田からの調停を依頼した。

一〇月一五日、山本から鹿島屋敷名代の永井文安を介して返答があったが、それは仲人を使って交渉したが不調だったというものであった。山本が病気なので、南坊が出向き山本と相談した。山本の意見は、今年は米価もよく国元も損毛がないと聞いているので、現銀二〇〇貫目を渡し、残りは二〇〇貫目程度の家質に仕替えるなどの提案はできないか、というものであった。¹⁰⁾藩内で検討したところ、公訴銀高七八九貫目のうち、二〇〇貫目は現銀でわたし、残り五八九貫目は利無し百年賦で返済する、あるいは鑑屋への借銀全体の九九七貫六八五貫のうち二〇〇貫を現銀渡しで、残りを毎年永代現米一二〇石で支払うなど三案を持って、山本と吉田に再度調停を依頼した。

一月中旬頃に返事があり、京都の鑑屋と交渉したが、三つ案について銀主方はいずれも納得せず、「何レ限月を相待、御屋鋪請取申覚語」¹¹⁾であるという。この後も山本や吉田と鶴弥右衛門・南坊、鹿島藩の中野などが相談したが、なかなか鑑屋が納得しそうな結論は得られなかった。

佐賀藩では他藩の蔵屋敷でも家質で公訴された例も情報収集している。長州藩の屋敷が帳切の期限になっても二、三年とやかく言って押

し移ったと聞いて、留守居役の寄合仲間である同藩粟屋権兵衛と面会している。粟屋の答えは、公訴にあった家質の借り替えの一件はあったがあまり手間取らなかった、というものであった。

このような状況の中で、佐賀藩は期日までに借銀を返済できず、屋敷を明け渡すということも視野に入れて対策を講じなければならなくなった。そこで持ち出されたのは、佐賀藩蔵屋敷は、佐賀藩が「長崎番方」つまり長崎番役を担っているので、大坂に屋敷がなくては困るという論理である。長崎番役は、佐賀藩と福岡藩が隔年でつとめているもので、大坂城代に毎月報告する必要があり、大坂に屋敷が必要だということである。この時期長崎番役はすでに形式化していると言われており、大きな重要性があったとは思われず、しかも大坂屋敷が城代との窓口として一定の役割があったにせよ、そのことが実務上優先されるとは考えにくく、銀主方へ屋敷を明け渡さないために考え出した「論理」であろう。また、山本や吉田だけでなく、地方役与力の田坂や近藤にも相談に行こうとしているし、先の中山の裁許には城代の吟味もあったので、城代の公用人は南坊が懇意なことから彼から内々に相談を試みようとしている。

一二月一三日、山本や吉田が京都の鑑屋との交渉人として立てていた加村屋庄助から返事があった。夏以来いろいろと交渉したが、一向に納得せず相手にならないので、どうしたら納得できるのか（相手に）尋ねたところ、当該の七八〇貫目余りは利銀が重なってできたものではなく、これとは別の二〇〇貫目（A・Bか）については銀子を

受け取るつもりはない、期限が来れば早々に屋敷を受け取って借屋にし、その家賃銀で返済されなつた損銀を回収するつもりであるというのである。加村屋としてもこれ以上手段がないようであつた。そこで、佐賀藩は、銀主方の意図も明確になつた以上、加村屋を介した山本・吉田の調停を断念することにした。

その後、堂嶋五丁目年寄の松屋与右衛門が、その町内に鑑屋の掛屋敷もあつて鑑屋と懇意なので、鹿島屋敷名代の永井文安を介して調停を依頼したところ、松屋はこれを承諾した。しかし、松屋の調停も翌年正月中旬には不調に終わつた。

(4) 西町奉行所の調停

年が明けて、期限が迫つてきたので、佐賀藩もその対応に追われることになる。まず、南坊が地方役与力田坂直右衛門のところに行き、事情を説明した。田坂は佐賀藩の調停案を「殊之外出情之事二候」として、期限になれば日延願を提出するのがよいと指示し、奉行衆へもうまく事情を説明しておくとして述べている。裁許を下した西町奉行中山遠江守は前年の五月に勘定奉行に転出し、後任は桜井丹後守がなつていた。南坊はその翌日城代公用人石橋弥市右衛門にも面会し、詳しい経緯を書いた書付を提出するよう求められた。

これと並行して松屋与右衛門を介しての鑑屋への交渉も継続して進められたが、鑑屋与兵衛が上京中ということもあり、返答もなかつたようである。期限が近付いてきたので、佐賀藩では山本長右衛門にも

日延願の下書きを見てもらっている。山本は、ただ日延べをしてほしいというだけでは奉行所も吟味の仕様がなから、多額の借金で屋敷を明け渡すかもしれないという事態なので国元の指示を仰いでいるが、遠方なのでまだ返答がない、という理由で日延べを願つた方がよいなどと助言している。また、山本だけではなく、懸り与力の田坂の内意も得ようと南坊を行かせようとしたが、南坊が腫物のため歩行もできず行けないので、鹿島屋敷出入町人の松屋三左衛門（田坂と懇意）に行つてもらい、佐賀藩役人との面会を求めた。ところが田坂は「役筋掛合之儀二付而、内々二而被相頼儀有之、参会杯致候儀甚用捨仕事」と断つてきた。その代わり田坂付きの同心嶋田音右衛門が遣わされ相談に乗ってくれたが、直接面談したいこともあるので、当事者ではない鹿島藩の中野忠右衛門なら問題ないということで、忠右衛門が田坂と面会し助言を受けた。

そこで二月四日、佐賀藩留守居鶴弥右衛門は西町奉行桜井丹後守に対して書付を提出した。その内容は、昨年日切りを命じられ、この間内済を試みたが銀主は返済がなければ屋敷を受け取る意向のようである。内済を試みたが銀主は返済がなければ屋敷を受け取る意向のようである、このようないことは大坂の役人の一存だけでは決められないので、国元の吟味を仰いでいるが遠方なのでまだ返答はない、そこで国元の返答があるまでしばらく期限を延ばしてほしい、というものである。国元の返答があるまで待つてほしいというのは、訴訟上の「論理」ではあるが、実際この問題で国元と大坂の間を佐賀藩の役人が行

き来しているのは確かなようである。この書付は、鶴が持参し田坂が受け取った。田坂はその場で鶴を待たせ町奉行桜井の指示を仰ぎ、追って吟味する旨返答している。

前年の一月二十九日から三六〇日が過ぎ、宝暦六年二月六日町奉行所から溝口善左衛門と鎰屋与兵衛の双方が呼び出された。これは前年の裁許の際、日限になって返済されたかどうか双方報告せよと指示されていたことを受けた召喚である。溝口は、借銀は佐賀藩の用銀なので先日留守居の鶴弥右衛門が願い出たようにしてほしいとの書付を提出した。これは、田坂同席のもとで当番与力安井新十郎が受け取り、この裁許は城代に何ったので、この件も城代に何ったうえで追って呼び出す旨の指示があった。佐賀藩では、南坊が病気を押して懇意の城代公用人石橋弥市右衛門に改めて面会し、さらに同役大野弥八郎と関源八にも会っている。

二月二十八日佐賀藩留守居鶴は西町奉行所に呼ばれ、与力田坂より町奉行桜井の内意を伝達した。その趣旨は、家質の訴訟については、日限も過ぎているので、屋敷を渡さなくて済むようにいまさら吟味する道はないが、城代のところでの吟味が決まらないうちに銀主に対して内済の調停をすることはできるので、もう少し「品」を付ける（譲歩する）ことはできないか、というものであった。法的には、返済がなければ銀主方へ屋敷の明け渡しは不可避との判断で、時間を稼ぎながら銀主方に条件を譲歩し内済を得ようというものである。

鶴は屋敷へ持ち帰って検討したところ、七八九貫目のうち五〇〇貫

目は家質証文を仕替え、三〇貫目は現銀で渡し、二〇〇貫目は年々五貫目ずつ渡し、残り五九貫目は棒引きにする、という線で回答した。

奉行所は鎰屋を呼び出し、この案を提示したが、「加銀之者」は京都にいたので猶予が欲しいというので一五日間の日延べを許した。佐賀藩でも松屋と右衛門を通して、残り五九貫目を二〇〇貫目に付けて、年々六貫五〇〇目を返済するという譲歩案を提示したが、返答は思わしくないようであった。中野から田坂に相談したところ、鎰屋与兵衛が居住する梶木町と彼と組合の者（五人組）の者にも内済が調うよう尽力するよう指示したので、そちらからも年寄たちへ頼むよう言われた。そこで溝口が梶木町年寄伊丹屋孫左衛門と組合の尼崎屋七右衛門へ依頼に行き、孫左衛門が鎰屋与兵衛に事情を聞き、溝口に対して返答があった。そこでは、京都の「加銀之者」がなかなか納得せず与兵衛も気の毒であり、当該銀高之内八九貫目を差し引いた七〇〇貫目を受け取ることができれば「済切」にするというものであった。条件は隔絶している。鶴から、三月一四日その条件を田坂に伝達したところ、銀主からもそのような返答があり、桜井の意見としては七〇〇貫目を数年（「五三年」）の間に返済するという案で検討せよというものであった。幸い城代松平右京大夫（輝高）の父親（輝貞）が死去し忌中となり十日ほど余裕ができたので、その間に解決せよというものであった。鶴は少しでも返済年が長い方が望ましいとしたが、田坂は少しでも短い方が銀主の納得が得られるだろうと助言している。

鶴は三月一七日、西町奉行所へ七〇〇貫目を十年間（年七〇貫目）

で返済するという案を出した。田坂から桜井に伺われたが、五年程度で返済するように重ねて求められたので、国元の裁許があるので日延べを申し出た。しかし、城代の忌明け後に帳切になる予定であるので時間に猶予はなく、一旦帳切の裁許が出れば調停もできなくなるので、年数を縮めるように求められた。鶴は持ち帰って検討し、七年間（年百貫目）で返済するという書付を田坂に提出し、受け取られた。

この後城代公用人大野弥八郎が別の用事があり南坊を訪ねた際、桜井から城代に佐賀藩と鎰屋双方の書付が提出され吟味を依頼した、と聞いたが他の客もその場にいたので、詳しくは聞けなかったようである。

(5) 北組惣年寄住吉屋藤左衛門の調停

四月一日、溝口善左衛門（病気のため代人）と居町（下半町）年寄加茂屋五郎兵衛が北組惣会所に呼び出され、惣年寄住吉屋藤左衛門から次のように申し渡された。当該の佐賀藩蔵屋敷家質一件ついて、奉行所より毎年一〇〇貫目ずつ七年間返済するように鎰屋に申し渡されたが、鎰屋は承知しなかったため、住吉屋の取扱で下済にするように奉行所から命じられたというものである。奉行所からの内済案を鎰屋が拒否し、北組惣年寄が新たに調停に乗り出すことになったのである。佐賀藩では、これ以前の三月二十九日南坊が南組惣年寄野里屋四郎左衛門と会い、住吉屋の扱いになった旨を聞いていた。南坊はこれまでも野里屋の助言なども得ていたようである。

住吉屋は改めて四月六日に船大工町年寄尼崎屋小左衛門・溝口善左衛門（本人）と鎰屋と兵衛・梶木町年寄伊丹屋孫左衛門を呼び出した。鎰屋は「先年外々御大名様方御蔵屋敷質物二取置銀相滞帳切被仰付候之儀茂有之、唯今茂外々御大名様屋敷質物二取居申候得者、前後自余之差支二も相成可申候間、御定法之通被仰付候之様二」との書面を提出した。これに対し住吉屋は「至極尤之書面」であり、御定法のこと承知しているが、この件は「自余之諸家質之格式二者不相成」、自分が下済するように申し渡されたとして、その書面は差戻された。溝口に対して「畢竟名代屋敷と八乍申、懸り合之事候得者、随分御両所和順二相成、兎角品能相済候様可被取量候」と申し渡され、更に両町年寄へも「何卒下済之儀随分出情可被致候」と言い渡された。住吉屋藤左衛門の下済に対する意欲がうかがえる。佐賀藩も債権放棄を求めた端数の八九貫目を八年目に返済するなどの意向を鎰屋方へ示した。

これに対して、鎰屋は「加銀之者」と相談し、七八九貫目のうち八九貫目は放棄し、残り七〇〇貫のうち、三〇〇貫目は現銀で即返済し、四〇〇貫目は月五朱の利息の家質証文に作り替えるという案を提示した。鎰屋側はここで初めて返済が帳切かという方針を転換し、一定の譲歩案を示したことになる。これは、惣年寄の取扱となったことで帳切によって解決するという線が消えたと判断したためであると思われる。しかし、佐賀藩側も三〇〇貫を即銀で返済することは困難なので、鎰屋側へ更なる譲歩を求めることになる。これ以降の交渉の詳細

細は、煩雑なので省略する。この交渉では、当事者の佐賀藩と鑑屋はもちろん、住吉屋藤左衛門・梶木町年寄伊丹屋孫左衛門・溝口善右衛門が中心となつて交渉を進めている。また、佐賀藩は南坊を通して野里屋四郎左衛門から情報や助言を得たり、城代松平右京大夫への工作も進めていたようである。

四月二〇日、溝口善左衛門・鑑屋与兵衛および三町年寄（月行司）が連署し、住吉屋藤左衛門宛に口上書が出されている。

乍憚口上

一、天満下半町同船大工町溝口善左衛門方江梶木町鑑屋与兵衛方々家質銀出入二付去ル戌四月御願被申上候処、右出入二付双方并三町年寄惣会所へ御呼出下済仕候様被仰聞候二付、双方相対之上元銀七百貫目之内当分正銀百貫目相渡六百貫目者家質証文仕利銀五朱二相定来丑年々々ケ年二百式拾貫目宛五ケ年二相渡申契約二而双方納得仕証文為取替下済仕候二付、書付を以濟口御断奉申上候、以上

天満下半町

同船大工町

宝暦六年

溝口善左衛門

子四月廿日

同下半町月行司

大和屋藤右衛門

同船大工町年寄病氣二付月行司

与田屋善六

梶木町

鑑屋与兵衛

同年寄

伊丹屋孫左衛門

住吉屋藤左衛門殿

この内容は、七〇〇貫目のうち一〇〇貫目を返済し、残り六〇〇貫目を年一二〇貫目ずつ五年間返済するというものである。利息は月五朱（〇・五％）つまり月三貫目ずつと取り決められた。六百貫目について、下半町（四七〇貫目）と船大工町（一三〇貫目）に分けられ、それぞれ家質証文（溝口↓鑑屋）、家質請負証文（溝口・請負人↓鑑屋）、添証文（佐賀藩役人↓各町年寄・五人組）の三通が作成され、家質証文・同請負証文の銀目と紙継目には佐賀藩役人の印が押された。二五日には、一〇〇両の請取、古証文と新証文の交換も終わり、西町奉行所にもその旨届け出られて、この一件は落着した。

四月二六日には佐賀藩留守居鶴弥右衛門が西町奉行所を訪れ、桜井丹後守と面談した。桜井は「家質方之儀者御定法有之事二候得共、長崎御番御用懸り茂有之事二候得者、無拠思召御城代へ茂御相談之上惣年寄共取計下済仕候様被仰達候処、此節内済相調幸二思召之由」だったという。四月二七日には、溝口が謝礼として住吉屋藤左衛門へ金一千疋と「呉洲手焼茶碗五箱入」（目録）を持参したところ、「不快」ということで面会できず、翌日住吉屋から金品が返却された。その後五

月七日に金二千疋を「肴料」として包み、茶碗一箱を時節見舞いとして持参すると、「無別奈」受納したという。また、惣会所の物書や各町年寄・五人組には【表2-1】にあげたような金銀が渡された。五月はじめ、桜井丹後守や同家老・用人や掛りの与力・惣年寄への佐賀藩からの礼物について、南坊を通して田坂に内談があつた。田坂は役付同心嶋田音右衛門から鹿嶋屋敷の中野忠右衛門に返答した。その内容は、「先年松平大膳大夫殿御屋鋪米切手出入」の時の事例を紹介し、そのときは「御使者二而御礼口上計有之、追而為御見舞御音物有之候」であり、「かさ高」の風聞もあつたので「御減少可然哉」と助言している。佐賀藩では、五月下旬に鶴らが関係者にお礼のあいさつまわりをしている。その進物は【表2-2】のとおりである。また、鶴ら大坂蔵屋敷の役人たちに対しても、藩から褒美が下されている【表2-3】。

(6) 小括

以上、「家質控訴内済記録」の内容を見てきた。この一件は、宝暦四年四月から宝暦六年五月までの約二年間にわたるものである。時期

【表2-1】

金100疋	住吉屋藤左衛門物書	多田伊兵衛
金200疋	船大工町年寄	尼崎屋小左衛門
金500疋	船大工町	五人組中
金100疋	船大工町	丁代
銀2両	船大工町	下役
金200疋	下半町	五人組中
金100疋	下半町	丁代
銀2両	下半町	下役
金500疋	梶木町年寄	伊丹屋孫左衛門

*「下半町年寄溝口善左衛門相勤居中二付格別二不遣」

を分けて、振り返って簡単に整理しておこう。まず「第一段階」は、宝暦四年四月に鑑屋与兵衛が大坂西町奉行所に出訴してから、同五年一月に西町奉行中山遠江守の裁許が下るまでである。この間、佐賀藩では奉行所与力や中山の用人などに働きかけをおこなったが、結局は佐賀藩蔵屋敷の家質だとは認められず、三六〇日以内（翌年の二

【表2-2】

越後縮白嶋取合 2ノ拾端 鯉 3本	桜井丹後守	殿様よりの御進物
金1,000疋	桜井殿用人兩人	
晒帷子 2疋ずつ	東御奉行細井安芸守用人上原卯右衛門	
白銀30枚 越後縮 3端	掛りと力 田坂直右衛門	
白銀5枚 越後縮 3端	掛りと力 近藤三右衛門	
金500疋	田坂直右衛門付同心嶋田音右衛門	
白銀30枚 越後縮 3端	惣年寄住吉屋藤左衛門 惣年寄野里屋四郎左衛門	
白銀10枚	鹿嶋屋鋪聞番 中野忠右衛門	
晒帷子 2疋		
金500疋	鹿嶋屋鋪出入町人 松屋与右衛門	
白銀5枚	溝口善左衛門	
金300疋	肥前屋吉右衛門	
鳥目 3貫文	丁代九右衛門	

月六日)に返済せよ、との裁決が下る。中山もこの裁定については慎重であったようで、大坂城代松平右京大夫へ伺い、その吟味を経ての裁決となった。「第二段階」は、宝暦五年二月から一二月までの間である。佐賀藩の立場からすると、一年間の猶予を与えられたことになり、この間に鑑屋と内済に持ち込みたいと考えた。そこで、公事方与力山本長右衛門・吉田勝右衛門を頼んだが、交渉は不調に終わった。さらに佐賀藩は鑑屋と懇意の松屋与右衛門を仲介者として交渉するが、これまた不調であった。この過程で、鑑屋はあくまで帳切による屋敷の取得を目指していることが明らかとなった。佐賀藩も大坂の蔵屋敷が長崎御番役をつとめるのに不可欠だとの論理を考えつく。

返済期限が近づき、佐賀藩は期限の延長工作を奉行所に働きかける。西町奉行桜井丹後守はこのままだと帳切を申し渡すしかないことを憂慮し、自ら調停に乗り出すが、これも鑑屋に拒否されてしまう。これが宝暦六年一月から三月までの「第三段階」である。

桜井は仕方なく大坂城代と相談し、北組惣年寄住吉屋藤左衛門を扱人として下済を指示する。これが宝暦六年四月の「第四段階」である。鑑屋も帳切による取得の線がなくなると譲歩し、下済が成立する。

【表 2 3】

白銀10枚	鍋嶋空之助
御加増	鶴弥右衛門
白銀 5 枚	久米又十郎
白銀 2 枚ずつ	北原有右衛門・安満八兵衛
白銀20枚・晒布 2 疋	南坊
金10両	溝口善左衛門

当初の調停案は二〇〇貫目の即返済と残銀の五拾年賦或は百年賦という線であったから、最終調停では即銀は少なくなっているが、残銀は五年賦と大幅短縮されている。この場合、仮に返済が滞ったとしても、短期間の内にまた出訴できることになる。

この一件は、諸藩の大坂の蔵屋敷が町人地に建ち、屋敷の所持者が名義上は町人(名代)であることがポイントとなる。すなわち、家質のように蔵屋敷を抵当に借銀した場合、実際は藩が借りていても、家質証文では名代が質入主になってしまう。つまり、借銀の返済が滞った場合、訴訟になれば町人間の出入りと見なされ、町奉行所は返済のないときは最終的に帳切になるとの裁決が下り、当該屋敷の所持者は銀主に移動することになる。鑑屋は今その矛盾を突いたわけだが、当該屋敷が付属的な施設ならさほど問題にならなかったであろう。鑑屋も途中で指摘しているように、実際に返済できず帳切になってしまった例もあるようだが、今回は佐賀藩蔵屋敷全体が質に入っており、屋敷を鑑屋へ明け渡さなければならぬ事態だけは避けなければならなかった。町奉行や城代も、家質の定法を守らねばならないという一方で、佐賀藩の事情や他への波及効果も考慮して内済にもちこもうとしたのであろう。一方、鑑屋の意図はどのあたりにあったのであるか。おそらく訴訟や内済の拒否など強硬な手段に出なければ、実質的な返済は余りなく、証文の書き換えなどで先延ばしにされる程度で済まされるだろう。帳切を強硬に主張することで、有利な条件での内済に持ち込みたいとの意図もあったであろう。しかし、帳切になれ

ば屋敷に借屋を建て、その家賃収入で返済されない借銀を回収しよう
と意図していたことも戦略的にはありうることで、やはり実質的な返
済を望んでいたであろう。鑑屋も経営的には相当危機感を以って対
処していたのではないだろうか。⁽¹³⁾

二、一件をめぐる佐賀藩蔵屋敷のネットワーク

この家賃控訴内済一件では、佐賀藩を取り巻くさまざまな人びとが
登場する。そこで、その登場人物に即して、彼らの役割や都市社会で
の機能について検討していこう。

(1) 南坊

この一件の中で、一番登場回数が多いのが南坊である。南坊は大坂
の東南にある生国魂神社神宮寺の別当である。生国魂神社は大坂でも
由緒ある神社で、その別当はある程度の格式（法印）はあったのでは
ないかと推測される。⁽¹⁴⁾ この一件で南坊は、ほとんどの非公式折衝を担
当している。南坊は、佐賀藩の宝暦年間の年中行事を記した「年中行
事」⁽¹⁵⁾には、例えば「一、同（一月―筆者注）十四日朝於御屋形御書院
南坊導師寺中伴僧六人二而大般若御祈祷執行有之」とあり、佐賀藩邸
内での宗教行事を執行していることが分かる。つまり、佐賀藩出入り
の僧であり、それが佐賀藩と南坊の本来的な関係であろう。しかし、
南坊は自己のネットワークもかなり持っているようであり、城代・町

奉行の用人たちをはじめ、南組惣年寄野里屋四郎左衛門などもかな
り懇意のようであった。そのようなネットワークの広さから、非公式
折衝や情報収集などの役割を果たすことになったと思われる。南坊
が、佐賀藩以外の藩と同様な関係を有していたかは未詳である。南坊
ほどの役割を果たしていたかどうかは別としても、同様な性格の寺僧
や宗教者が他にも武家屋敷や町奉行所役人あるいは豪商などの周辺に
いた可能性も容易に想定できよう。後述のように、訴訟事などにおい
ては城代や町奉行所の役人たちと直接依頼や交渉ができない場合も多
かったのではないかと想定されるので、南坊のような存在が必要だっ
たのである。南坊の立場から考えても、宗教的な面だけでなく、政治
的な面にも関与してネットワークを広げ手腕を発揮することによっ
て、一定の社会的な役割を果たすことは、自らの社会的な地位を安定
的なものにしたといえるだろう。大坂の都市史を考える場合でも、彼
のような存在に注目する必要があるのではないだろうか。

(2) 支藩や他藩の蔵屋敷役人

佐賀藩の支藩である肥前鹿嶋藩蔵屋敷の役人中野忠右衛門もこの一
件では重要な役割を果たしている。自藩の借銀の訴訟で与力などに依
頼した経験があるということ、佐賀藩から頼りにされている。実
際、山本長右衛門を紹介している。また町内に鑑屋の掛屋敷のある堂
島新地五丁目年寄松屋与右衛門も紹介している。鹿嶋藩としても、中
野以外の役人や名代の永井文安も登場し、藩全体で本藩を支えてい

る。佐賀藩自身が動きにくい時は中野が代わりに交渉したり、南坊の代わりに出入商人松屋三左衛門が交渉に向いたり、直接佐賀藩が交渉できない場合に代わりに交渉役の役割を果たしている。その意味で、南坊と同じく佐賀藩の手足の役割を果たしている。

佐賀藩では、同じように家質で帳切になりそうになったと聞いた長州藩の留守居役からも、留守居役組合の寄合の時に情報を得ようとしたが、参考になるような話は聞けなかったようだ。長州藩の体験が参考にならなかったという可能性もあるが、長州藩が自藩の内情を詳しく話さなかった可能性も高いのではないだろうか。仮にそうだとすると、そこには支藩と違って一定の緊張関係が存在していたということが読み取れるだろう。

(3) 町奉行所与力

まず、中山遠江守の裁許があったあと、佐賀藩が調停を依頼したのが公事方与力山本長右衛門である。山本が病氣療養中であったため同役の吉田勝右衛門も助力したようである。山本や吉田は今回の担当与力ではないので、調停交渉が可能であったのだろう。しかし、彼らが直接交渉したわけではなく、別に交渉役を立てていた。また、病氣療養中ということもあるが、佐賀藩役人と直接会うこともあったが、紹介者の中野弥右衛門や南坊を介して佐賀藩と接触している。また、中野との関係も以前の訴訟事で頼りにされたということである。

この一件の担当与力の田坂直右衛門も、佐賀藩から相談を受け、さ

まざまな助言を行っている。ただし、通常は南坊を介していることが多く、前述のように佐賀藩役人との非公式な接触は避けている。職務に関わることに限って内々での依頼は受けられないというのである。利害関係者との非公式の接触をしないというのは、道義上当然のことではあるが、それでは「氣之毒」なので、田坂付の同心と鹿嶋藩の中野との代理接触は許容しており、実質的な助言や情報提供は行っているのである。しかし、佐賀藩に助言や情報提供など便宜を図ってはいないが、裁定そのものに手心を加えるといったことはしていない。その意味で、彼らの行動原理は「遵法」と「形式主義」ということができるのではないが。

田坂と佐賀藩の関係は、この後も続いたようである。宝暦八（一七八八）年五月佐賀藩蔵屋敷鶴弥右衛門の若党喜藤太が無断で堀江相撲芝居見物に行き、隣の者と口論・喧嘩となり、相手に怪我を負わせて西町奉行所に召し捕られるという事件が起こった¹⁷。鶴弥右衛門は、担当外ではあるが田坂を訪ね「何角一件心副相頼置」いた。鶴は田坂邸を何度か訪問し、田坂は吟味の状況を教えたり、町奉行の用人へ口添えをしたようであるが、「御作法之儀二候得八、此上貴様思召二不相叶也も不及是非存候」と述べている。いずれにしても、家質一件を通して、鶴と田坂は懇意となり、関係を継続させている様子が見えがえる。山本長右衛門の場合もそうだが、事件を通して関係を深めている様子が見て取れる。

(4) 町奉行・城代の用人

町奉行・城代の用人にも接触している。願書の添削や吟味の状況についての情報提供が主である。用人には、「懇意」の南坊が接触している。用人たちと南坊との関係は、訴訟や職務上の関係とは異質の関係も有しているようである。城代用人大野弥八郎は「南坊江用事有之被参候節」に家質一件の話をしていたが、「相客杯二差構も候二付」十分な話ではできなかったようである。大野は全くの別件で南坊を訪問しており、別の客もいたようである。南坊の宗教行事に参加していたのかもしれない。

(5) 名代溝口善左衛門および町役人など

佐賀藩大坂蔵屋敷の名義上の所持者である溝口善左衛門は、天満十一丁目下半町の年寄もつとめている。下半町は町域の大半を佐賀藩蔵屋敷が占めており、一般の家屋敷は蔵屋敷の北側にあるだけである。¹⁸⁾ 溝口は、「家質公訴内済記録」を見る限り、裁許が下ってから惣年寄の扱いになるまでの間はあまり表に出てこないし、直接交渉の場などに出て行っている様子もうかがえない。名義上の訴訟当事者であり、裁判そのものでは被告という立場ではあるが、あくまでも名代であって交渉主体ではない。しかし、惣年寄の扱いになると実質の交渉役が相手の榎木町伊丹屋孫左衛門も含めて当該の町年寄クラスになったため、溝口も直接交渉役として登場することになる。当該町の町役人も訴訟の付添など公的な場面では登場するが、一件へ実質的な関与は惣

年寄の扱いになった時期が中心である。奉行所や惣年寄が公的に相手にするのは当事者や町役人クラスであり、交渉する場合でも溝口もふくめて町役人クラス同士で行われている。

(6) 惣年寄

一件の最終段階で調停者として登場したのが惣年寄である。西町奉行所レベルでの調停では和解しなかったため、惣年寄の扱いになったわけである。町奉行所は惣年寄の調停能力に期待したものと恐れ、「最後の切り札」として登場したといえよう。一般の事案でも惣年寄の扱いとなることも多かったと思われる、その経験は豊富だろう。前述のように住吉屋藤左衛門は町年寄に依拠しつつ交渉を行った。また、住吉屋は溝口から謝礼を受け取らなかったが、名目を変えて時節見舞いということなら受け取っている。惣年寄も「形式主義」の側面を持つていることをうかがわせる。

一方で、南組惣年寄野里屋四郎左衛門へ南坊が接触している。南坊と野里屋は以前から懇意で、それまでも南坊は野里屋と助言を受けていたことがうかがえる。野里屋もまた住吉屋とも連絡を取りつつ、交渉をサポートすることになる。

いずれにしても、大坂の都市社会のなかでの惣年寄の位置とその影響力について、改めて考える必要がある。そのとき注意が必要なのは、公的な関係だけではなく、南坊と野里屋の私的な関係にも着目する必要があろう。

(7) 鑑屋

この一件は、そもそも佐賀藩が蔵屋敷を家質にして借金したものであり、鑑屋は佐賀藩の銀主ということになる。そもそも佐賀藩と鑑屋の関係、そして鑑屋が出訴するまでの過程についても検討を行う必要があるが、本稿ではその準備がないので、今後の課題としたい。ただ、銀主は利子だけをもらうだけで満足したり、借銀が焦げ付きに甘んじているのではなく、経営状況などにも左右されようが今回のように積極的な対策に打って出ていることを確認しておきたい。

むすびにかえて

むすびにかえて、今後の課題となることを改めて列記しておきたい。

- ① 蔵屋敷に関わるネットワークを、他の局面もふくめて総合的に把握すること。
- ② 南坊のような存在と、彼らが有しているネットワークの具体像を明らかにし、それを都市社会あるいは寺院社会の中で位置づけること。
- ③ 町奉行所与力・同心、城代・奉行の家老・用人について、公的な機能と「私的」な局面での機能に分けて、都市社会の中に位置づけること。また、そのなかで彼らの職業意識のようなものを考察する必要があるだろう。
- ④ 惣年寄の調停機能や社会的機能を具体的に明らかにすること。

- ⑤ 諸藩と大坂商人の関係についても、鴻池のような豪商だけでなく銀主や名代もふくめて具体的に検討すること。

註

- (1) 拙稿「資料紹介「大坂中之島」―蔵屋敷関係史料―」（『大阪歴史博物館研究紀要』三 二〇〇四年）。
- (2) ③の動向についての最近の成果としては、塚田孝『近世大坂の都市社会』（吉川弘文館 二〇〇六年）などがある。
- (3) 蔵米販売の具体像については、米市も含め一七世紀から丹念に考察する必要があると考えるが、それは大坂の都市社会史のみならず、近世史研究全体においても重要な課題である。
- (4) 『大阪商業大学商業史博物館資料目録』第一集 一九九二年。また、商業史博物館史料叢書『蔵屋敷Ⅰ』『蔵屋敷Ⅱ』として佐賀藩蔵屋敷関係史料が、『蔵屋敷Ⅲ』として諸藩蔵屋敷関係史料が翻刻、出版されている。
- (5) 大阪商業大学商業史博物館蔵。なお、商業史博物館史料叢書第一巻『蔵屋敷Ⅰ』（大阪商業大学商業史博物館 二〇〇〇年）で、翻刻されている（一三三―一八四頁）。本稿では基本的に翻刻史料を用い、必要により原本で確認を行なった。特に断らないかぎり、本稿での史料はこれである。
- (6) 史料の性格から、佐賀藩を中心とした動向が記されており、言うまでもないことだが、佐賀藩の視点での記録であるということを考慮して分析しなければならない。
- (7) 伊勢戸佐一郎・谷直樹「佐賀藩大坂蔵屋敷の建築と年中行事」（『大阪の歴史』二五 大阪市史編纂所 一九八八年）、植松清志「西国雄藩の大坂蔵屋敷―佐賀藩大坂蔵屋敷の成立と変遷―」（同『近世大坂における蔵屋敷の住居史的研究』大阪市立大学博士論文 二〇〇〇年）、『旧

佐賀藩大坂蔵屋敷船入遺構調査報告』(大阪市文化財協会 一九九一年)。

(8) 単純に金一両=銀六〇匁と換算しても、金一三、一五〇匁である。

(9) 前掲、植松論文。

(10) 南坊は、これに対し今年が米価高なので不可能なことではないが、他にも借銀があり、その催促も重なっているため、今年の売米代銀をそのまま回すわけにはいかない、と反論している。

(11) 「年中行事」(前掲『蔵屋敷I』)には蔵屋敷から大坂城代への報告について「長崎御当番年者当月始之長崎表不相変趣之御注進」と記載されている。「不相変」ことを前提とした記述であり、緊張感のなさがかげえる。

(12) 宝暦六年三月一日死去。(『寛政重修諸家譜』)

(13) 大坂の鎰屋与兵衛と京都の本来鎰屋半右衛門との間の意思決定も含む関係、また「加銀之者」の具体像など、この史料からだけではわからないことも多い。今後課題としたい。

(14) 生国魂神社については、最近山下聡「近世大坂生玉神社における社家仲間」(『市大日本史』一一 大阪市立大学日本史学会 二〇〇八年)が出された。今後、大坂市中・周辺の寺社を都市社会的に分析する視角が重要だろう。

(15) 前掲、『蔵屋敷I』所収の「年中行事」一。

(16) 時期はやや古くなるが、寛文二(一六六二)年両町奉行の「地奉行へ申渡覚」(「せん年より御ふれふみ」大阪市立大学学術情報センター蔵、『同』大阪市立大学大学院文学研究科・都市文化研究センター、二〇〇四年一九頁)のなかに、「宿へ訴訟人呼入、挨拶可為無用候事」「月番二而も宅人二而も町人呼入、挨拶可為無用事」とある。いずれも、訴訟関係者(町人)との接触を禁じる規定だと考えられる。

(17) 「御屋鋪詰召仕等御奉行所江被召捕入牢等之節」(大阪商業大学商業史博物館史料叢書第二巻『蔵屋敷II』大阪商業大学商業史博物館 二〇〇一年、一七八〜一八五頁)。この一件も蔵屋敷のあり様を考えるう

えで興味深い論点を含んでいるが、詳細については別途検討したい。

(18) 前掲、植松論文。元禄二(一七〇〇)年の「大坂三郷水帳寄帳」では、屋敷数は三である。

(19) 町奉行の公用人については、宮地正人「幕末旗本用人論」(同『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店 一九九九年)、塚田孝『歴史のなかの大坂』(岩波書店 二〇〇二年)を参照。